

第3期日南市地域福祉推進計画 (地域福祉計画及び地域福祉活動計画)

中間評価

内部評価について

令和7月3月

日南市

日南市社会福祉協議会

目 次

1 実施・評価

- (1) 本計画の推進方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ① 庁内体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ② 地域福祉を推進する地域福祉コーディネーターの育成・・・・・・・・ 1
 - ③ 厳しい経済状況における財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ④ さまざまな施策における調整・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 第3期 日南市地域福祉推進計画 中間評価の考え方

- (1) 外部評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 本市が実施する内部評価の実施について・・・・・・・・・・ 3
- (3) 評価指標の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 第3期 日南市地域福祉推進計画【中間評価の手順】

- (1) 内部評価指標（進捗状況管理）概要について・・・・・・・・ 4
- (2) 内部評価の手順について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

4 日南市地域福祉推進計画評価委員 委員簿・・・・・・・・・・ 6

1 実施・評価

今回の中間評価の実施にあたり、ここでは、令和４年度に策定した日南市地域福祉推進計画の第７章における記述を示します。

(１) 本計画の推進方法について

全ての人々が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けられる地域社会を実現させるには、市民による主体的な取組と、市民を含む多様な主体が協働することによって、地域福祉活動を推進していくことが不可欠です。

そのためには、地域に暮らす全ての人々が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

そのうえで、計画を推進していくにあたっては、地域福祉の担い手が、それぞれの役割を果たしながら、お互いにつながりを持ち、協働して取り組んでいくことが重要です。

計画の推進にあたっては、日南市で生活する市民、地域、日南市、市社協等が、今後の日南市における「地域福祉の推進」の必要性について、認識の共有を図るとともに、協働の取組に必要な仕組みづくりを推進します。

① 庁内体制の整備

地域福祉の推進にあたっては、福祉施策だけでなく、教育、生活、まちづくり等の様々な分野の施策が関わることから、庁内の連携体制の強化を図ります。

② 地域福祉を推進する地域福祉コーディネーターの育成

地域福祉の推進に向けて、仕事を通じて地域住民との信頼関係を築き、地域住民と協働して様々な課題解決を進めていける人材として地域福祉コーディネーターの育成が必要です。

今後も、人材育成を図るとともに、地域福祉の役割を担う一人ひとりが地域の課題に敏感になり、日頃から地域との関わりを深め、お互い顔の見える関係づくりに努めます。

③ 厳しい財政状況における財源の確保

地域福祉を充実し、継続的な活動を維持していくために、様々な施策の展開に伴う財源の確保が必要不可欠です。

日南市として施策の優先順位を勘案しながら、既存の資源を効果的に活用しつつ、財源の確保に努め、施策の推進を図ります。

④ **さまざまな施策における調整**

本計画は、市民、地域、日南市、市社協等の役割を示しています。

様々な情報提供や情報交換を行い、地域の課題を発見するため地域懇談会や事業への参加を呼びかけるとともに、各組織・団体、関係機関の連携・ネットワークの構築に向けたつなぎ役を果たしていきます。

（２）計画の進行管理

計画の進行管理につきましては、日南市の最上位計画である「日南市重点戦略プラン」に基づく具体的事業の進行管理を行うとともに、本計画に定めた各取組について、日南市における地域福祉の推進に関する総合的な観点から評価検証を行います。

また、このような観点からの評価検証に加え、市民や専門的知見を有する有識者等から構成される評価委員会において、外部の視点からの評価も併用しながら本計画の進行管理を行い、地域福祉の推進を図ります。

2 第3期 日南市地域福祉推進計画 中間評価の考え方

(1) 外部評価について

計画中間評価における課題の共有と、今後どのような取り組みが必要であり、計画推進にあたり、市民の視点に立った施策の展開を確保することは大変重要です。しかし、令和4年3月より推進されているこの計画は、現時点で推進後約3年目のため、市民の意識の変化をみるには計画最終年度まで少し経過をみる必要があると考えられます。

(2) 本市が実施する内部評価の実施について

日南市地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、基本理念の実現に向けた取り組みの着実な推進を図るため、市と市社協にて一体的に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うことが大切です。取り組み状況の評価に当たっては、行動目標に設定した評価指標について、活動実績により達成度を把握するとともに、概念性の強い計画でもあることから、指標の達成状況だけでは把握しきれない部分についても、指標の位置づけのない取り組みの進捗状況などを踏まえながら、総合的に内部評価を実施します。

(3) 評価指標の考え方について

地域福祉計画については、国の地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえて、関連する事務事業ごと、計画に年次ごとの目標を記載しており、日南市重点戦略プランと整合を図り、計画の実施状況の点検の際に、総合計画の中間評価の情報を材料として活用できるよう、可能であれば整合性を図ることが望ましいとされます。

そのため、今回の評価については、行政が実施する事業とともに、地域での活動に対して、行政がどのように支援を行ったかを評価することとし、地域福祉活動計画の実施状況の点検も含め地域福祉計画と一体的な実施状況の点検を行う必要があります。

具体的には、基本目標・基本施策ごとの客観的指標による評価を行い、日南市地域福祉推進計画評価委員会で総評を加え、実施状況の点検を行うことが必要です。

市社協の「日南市地域福祉活動計画」は、進捗状況に係る進行管理との照合により、市における地域福祉の推進に関する総合的な観点から評価検証を行う必要があります。

3 第3期 日南市地域福祉推進計画 【中間評価の手順】

(1) 内部評価指標（進捗状況管理）概要について

本市における計画推進の効果を上げるため、計画策定において定められた基本理念を基に掲げられた基本目標、更に目標達成の為に立案された基本施策について、(定期的な)計画の進行管理、内部評価（個別評価）が必要不可欠です。

今回の進行管理については、計画を策定・実行、実施の結果を評価して更に見直しを行う一連の流れ（PDCA サイクル）を活用し、今後の施策の充実に活かすことが重要です。

(2) 内部評価の手順について

- ① 内部評価についての庁内各部署における評価の考え方について説明会の実施
実施セクション（推進主体）の明確化
- ② 中間評価シートの作成及び提出
- ③ ヒアリングの実施
- ④ 基本施策ごとに数値化（中間評価）

【④評価の方法】

・基本目標 → 推進施策 → 事業名 → 達成目標

①対象評価指標 : 個別施策にある各単位を基に指標を確定させる
(例: 対象指標、成果指標)

②評価指標の決定 : 目標に合わせ、(①数値②意識③広がり) 等の確認⇔(実績検証)

③評価実施 → ①～③の3つの視点より、5点～0点の5段階で評価実施

評価項目例	5点	計画を達成済	100%
	4点	計画どおり進んでいる	80%～99%
	3点	概ね計画どおり進んでいる	60%～79%
	2点	あまり進んでいない	40%～59%
	1点	進んでいない	39%以下
	0点	中止した	

⑤ 総合評価基準について

評価基準は、各福祉計画の主旨により設定が異なります。すべての福祉計画において同じ評価方法を用いることは無理があると考えます。そこで評価については、点数制を採用し、下記の基準により評価を実施し、基本施策ごとの進捗状況等を数値化（中間評価）し、基本目標と基本施策ごとの合計点数を達成度合いで評価（総合評価）します。

【中間評価】について

※点数の5点～0点は、それぞれの基本施策ごとに点数化を行います。

【総合評価】について

※基本目標と基本施策ごとに中間評価の数値化を行い、達成度に応じて、A・B・C・Dの基準を設定し進捗状況を判定します。

A：令和6年度時点で、90%～100%達成

B：令和6年度時点で、70%～89%達成

C：令和6年度時点で、30%～69%達成

D：令和6年度時点で、29%以下達成

⑥ 総合評価の決定

⑦ 日南市地域福祉推進計画評価委員会での意見の聴取

内部評価結果について

内部評価結果に基づいた今後の残2年間の取組について